健全化判断比率等の公表について

健全化法の概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（健全化法）」が平成20年４月に一部施行され、平成19年度決算から自治体財政の健全化指標として「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の４指標（健全化判断比率）及び公営企業会計ごとの資金不足比率について、監査委員の審査に付した上で議会へ報告し、公表することが義務付けられました。

従来の「地方財政再建特別措置法」が財政再建の対象を一般会計だけとしていたことや、財政情報の開示が不十分であったことなどから、この法律により普通会計だけでなく、公営企業を含む全ての特別会計や一部事務組合、第三セクター等についても指標の対象となり、資金収支（フロー指標）とともに資産・負債（ストック指標）についても健全性が強く求められ、財政運営においては常に４指標等の健全性を維持することが優先されます。

さらに、平成20年度決算からは公表とあわせ、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、「財政健全化計画」を、財政再生基準以上の場合、「財政再生計画」を定め、財政の再建に取り組むことになりました。また、公営企業については、資金不足比率により経営健全化基準以上になった場合、「経営健全化計画」を策定し、経営の健全化を図ることになっています。

健全化判断比率（令和７年度決算ベース）

（単位：%）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
ー （ 12.66 ）	ー （ 17.66 ）	7.7 （ 25.0 ）	ー （ 350.0 ）

・実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「ー」を記載。
・括弧内に早期健全化基準を記載。

資金不足比率（令和７年度決算ベース）

（単位：%）

特別会計の名称	資金不足比率
新見市水道事業会計	ー
新見市下水道事業会計	ー
新見市観光事業特別会計	ー

・資金不足がない場合「ー」を記載。

新見市の健全化判断比率等については、財政再建の取り組みが必要となる国の基準を大きく下回っています。
今後も行財政改革に取り組み、財政の健全化に努めます。

健全化判断比率等の算出方法

$$実質赤字比率 = \frac{一般会計等の実質赤字額}{標準財政規模}$$

地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

【早期健全化基準：12.66%　財政再生基準：20.0%】

$$連結実質赤字比率 = \frac{連結実質赤字額}{標準財政規模}$$

公営企業会計を含む地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

【早期健全化基準：17.66%　財政再生基準：30.0%】

$$実質公債費比率（３か年平均） = \frac{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}$$

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額※に対する比率です。借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。この比率が18%以上の地方公共団体は、地方債の発行に総務大臣等の許可が必要となります。

※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額（将来負担比率においても同様）

【早期健全化基準：25.0%　財政再生基準：35.0%】

$$将来負担比率 = \frac{将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}$$

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額※に対する比率です。地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負債の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

【早期健全化基準：350.0%　財政再生基準（なし）】

$$資金不足比率 = \frac{資金の不足額}{事業の規模}$$

地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

【経営健全化基準：20.0%】

健全化判断比率等の対象会計範囲

旧再建法

地方公共団体財政健全化法

実質赤字比率

連結実質赤字比率

実質公債費比率

将来負担比率

資金不足比率（会計別）

不良債務（会計別）

普通会計

一般会計

一般会計等に属する特別会計（普通会計）

診療所特別会計

公営事業会計

○収益事業（競艇事業等）
該当なし

国民健康保険特別会計　介護保険特別会計
後期高齢者医療特別会計

公営企業会計

○地財法上の公営企業（§６）かつ
地公企法の非適用事業
観光事業特別会計

地方公営企業法

○地公企法の任意適用事業（§２③）
該当無し

○地公企法の一部適用事業（§２②）　該当なし
○地公企法の当然適用事業（§２①）
水道事業会計　下水道事業会計

一部事務組合等

○一部事務組合・広域連合
総合事務組合、市町村税整理組合、後期高齢者医療広域連合

○地方独立行政法人　新見公立大学
○地方三公社　新見市土地開発公社
○第三セクター等　岡山県信用保証協会（損失保証分）

実質赤字比率

対象外会計

用語の説明

【健全化判断比率】

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の４つの財政指標の総称です。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、財政状況を客観的に表す意義を持つものです。

【一般会計等】

地方公共団体財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものが該当します。これは、地方財政統計で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲ですが、地方財政統計で行っているいわゆる「想定企業会計」など、１つの会計を区分することはしません。新見市では、一般会計、診療所特別会計が該当します。

【基準財政需要額】

普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が合理的でかつ妥当な水準における行政を行うために必要となる経費を一定の方法で算定した額をいいます。

【実質赤字額】

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費逓次繰越や繰越明許費繰越等の財源を控除した額をいいます。実質赤字額がある団体を通常「赤字団体」と呼んでいます。

【標準財政規模】

地方公共団体の標準的な状態で通常収入される経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいいます。なお、地方財政法施行令附則第16条の規定により、臨時財政対策債の発行可能額についても含まれています。

【資金の不足額】

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としています。

【早期健全化基準】

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。

【財政再生基準】

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図る基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。